

「徳島県地域福祉支援計画（第3期）」（最終案）について

1 計画改定の趣旨

平成30年4月に施行された「改正社会福祉法」の内容や社会環境の変化、本県の実情を踏まえ、計画の改定を行う。

2 計画期間

平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間

3 基本目標

誰もが、共に支え合い、安心して暮らせる地域共生社会の実現

4 計画の概要

「地域福祉支援計画」を他の福祉分野の計画の上位計画に位置づけるとともに、地域住民等の参画による地域づくりや包括的な相談支援体制の整備等を盛り込み、住民が抱える地域生活課題の解決に向け、分野横断的に、計画的かつ総合的に取り組むもの。

5 重点課題と主要施策

（1）包括的な相談・支援体制づくり

- ・発達障がい者（児）、妊産婦、難病患者、医療的ケアを必要とする子ども、がん患者、外国人への支援
- ・社会的孤立・制度の狭間等による困窮者への支援

（2）地域住民等との連携・協働による共に支え合う地域づくり

- ・地域住民等が主体的に地域生活課題を把握・解決できる環境の整備
- ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進

（3）安心して福祉サービスが利用できる環境づくり

- ・高齢者・障がい者等の権利擁護の推進、成年後見制度の利用促進

（4）地域福祉の担い手づくり

- ・「徳島県版『介護助手制度』」の推進

（5）災害に強い福祉のまちづくり

- ・福祉避難所指定の加速化・運営体制の強化
- ・「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の活用